

平成 24 年 度

昭 島 市 特 別 会 計 予 算 大 綱

（ 国 民 健 康 保 險 特 別 会 計  
介 護 保 險 特 別 会 計  
後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計  
下 水 道 事 業 特 別 会 計  
中 神 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 ）

昭 島 市

# 平成24年度国民健康保険特別会計予算大綱

## 予算編成の基本的考え方

国民健康保険は、50年にわたり国民皆保険制度の基盤を支える制度として、市民の健康と医療の確保を図る医療保険制度の中核的役割を担ってきた。制度発足時、国民健康保険は、農林水産業者や自営業者を中心とする制度として創設されたが、他の医療保険に加入していないすべての市民を被保険者としているため、人口構造や産業構造、雇用形態など時代の変化による影響を直接的に受けてしまう制度特性を有している。

このため、現在では、制度発足時と比較して、農林水産業者や自営業者の加入割合が大きく減少するとともに、高齢の年金受給者などの無職者や他の医療保険に加入できない低所得の被用者の加入割合が大きく増加し、国民健康保険の財政基盤は脆弱なものとなっている。

本市の国民健康保険特別会計については、平成14年度から赤字決算が続いており、この間、一般会計からの繰入金を増額や保険税の改定、医療費の適正化、保健事業の推進など保険財政の健全化に努めてきた。しかし、医療費の継続的な増加や医療制度改革に伴う歳入の減少などにより収支の不均衡を解消するには至らず、依然として厳しい財政状況が続いている。

本年度の予算編成においては、増え続ける医療費と累積する赤字額に対応するため、1人当たり平均8,000円、11.2%の保険税の改定による税収入の確保に加え、一般会計からの繰入金を増額を見込むとともに、保険税の収納確保に対応するため、引き続き収納に係る嘱託職員の雇用や電話催告業務の委託等により、納税課と連携して一層の保険税の収納確保を図るものである。また、特定健康診査及び特定保健指導の受診率の向上により生活習慣病の発症や重症化を予防し医療費の抑制を図るとともに、レセプト点検などの医療費の適正化の取組みに努めるものとする。

なお、今回の改定では、高齢者及び低所得者世帯が多いという実態を踏まえ、現行の6割・4割軽減を、改定後は7割・5割・2割軽減として高齢者及び低所得者対策を拡充するとともに、世帯員が多くなるほど改定による負担が重くなる国民健康保険税の特性を考慮し、東京都多摩地区では初めてとなる独自軽減策として、18歳未満の第3子目以降の均等割額を半額にする措置を講じている。

一方で、国は、平成22年5月に、国民健康保険事業の都道府県単位化に向けた環境整備を図る目的で、事業運営等の広域化を推進する国民健康保険法の改正を行った。この法改正を受けて、平成22年12月に東京都は、「東京都国民健康保険財政安定化支援方針」を策定し、市区町村に対して、給付に見合った適正な保険税の賦課に関する助言指導を行うことや、保険者規模別の目標収納率の設定などについて定めたところである。

また、少子高齢化の進行をはじめとして社会経済状況が大きく変化する中、国民生活の安心を確保するためには、社会保障制度を根本的に改革する必要があることから、社会保障改革の全体像とともに、必要な財源を確保するための消費税

を含む税制抜本改革の基本方針を示すべく、「社会保障・税一体改革」の論議を進めている。

こうした国民健康保険の広域化や、都道府県単位化、高齢者医療制度改革など、今後予定されている国民健康保険を取り巻く大きな環境の変化に対応するため、引き続き「社会保障・税一体改革」などの論議を中心とした国・都の動向を注視する中で、国民健康保険の安定的かつ持続的運営ができるよう、また、介護保険納付金や後期高齢者支援金等が保険税改定時の見込みより大きく伸びている事などから財政運営の健全化に向けて、中長期的な視点も踏まえてさらに検討をしていくものとする。

#### 予算の内容

本年度の国民健康保険特別会計の予算規模は、12,161,000千円で前年度に比較して689,500千円(6.0%)の増となっている。この主な要因は、総務費の減があるものの、保険給付費や介護保険納付金、後期高齢者支援金等の伸びを見込んだことによるものである。なお、被保険者数については、平成23年度は300人増の34,100人と見込んでいたが、平成23年度は前年に対してほぼ横ばいで推移しているため、平成24年度においては33,800人と算定するとともに、医療費である保険給付費については、前年度までの給付実績を勘案し、対前年度比5.5%増の8,223,649千円と算定した。

#### 1 歳入

国民健康保険税は、保険税の改定及び加入世帯の所得の減少を勘案し、前年度に比較して137,199千円(5.7%)増額し、2,553,000千円を計上した。

一部負担金は、科目存置とした。

国庫支出金は、前年度に比較して278,227千円(11.6%)増額し、2,670,179千円を計上した。この内訳は、国庫負担金2,384,591千円及び国庫補助金285,588千円となっている。

療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療費負担に係る交付金であるが、前年度に比較して85,046千円(13.3%)増額し、726,001千円を計上した。

都支出金は、前年度に比較して40,643千円(7.8%)増額し、562,729千円を計上した。この内訳は、都負担金76,945千円及び都補助金485,784千円となっている。

前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費を全医療保険者で財政調整をすることにより、前期高齢者の医療費負担が重い国民健康保険の保険者などに交付されるもので、前年度に比較して100,696千円(3.9%)増額し、2,695,502千円を計上した。

共同事業交付金は、高額医療費共同事業に係る交付金と保険財政共同安定化事業に係る交付金で、前年度に比較して2,225千円(0.2%)減額し、1,201,595千円を計上した。この内訳は、高額医療費共同事業交付金232,217千円及び保険財政共同安定化事業交付金969,378千円となっている。

財産収入は、科目存置とした。

繰入金は、前年度に比較して50,000千円(3.0%)増額し、1,740,001千円を計上した。この内訳は、一般会計繰入金については保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金繰入金及びその他一般会計繰入金を合わせて1,740,000千円、基金繰入金については科目存置とした。

繰越金は、科目存置とした。

諸収入は、前年度に比較して86千円(0.7%)減額し、11,990千円を計上した。この内訳は、延滞金、加算金及び過料5,000千円、市預金利子10千円及び雑入6,980千円となっている。

## 2 歳 出

総務費は、前年度に比較して10,883千円(5.8%)減額し、175,280千円を計上した。この内訳は、総務管理費96,861千円及び徴税費78,419千円となっている。

保険給付費は、最近の医療費の動向等を勘案し、前年度に比較して428,604千円(5.5%)増額し、8,223,649千円を計上した。この内訳は、療養諸費7,213,136千円、高額療養費915,673千円、移送費240千円、出産育児諸費75,600千円、葬祭費11,000千円及び結核・精神医療給付金8,000千円となっている。

介護保険納付金は、前年度に比較して66,860千円(10.7%)増額し、692,540千円を計上した。

老人保健拠出金は、老人保健事務費拠出金として、前年度に比較して13千円(15.5%)減額し、71千円を計上した。

共同事業拠出金は、高額医療費共同事業に係る拠出金や保険財政共同安定化事業に係る拠出金などで、前年度に比較して17,075千円(1.3%)増額し、1,281,932千円を計上した。この内訳は、高額医療費共同事業医療費拠出金252,200千円、保険財政共同安定化事業医療費拠出金1,029,395千円及び事務費拠出金337千円となっている。

後期高齢者支援金等は、全医療保険者が後期高齢者医療制度の医療費の4割に相当する額を支援金として拠出するもので、前年度に比較して185,220千円(12.5%)増額し、1,668,630千円を計上した。

前期高齢者納付金等は、前年度に比較して2,276千円(52.9%)減額し、2,029千円を計上した。

保健事業費は、健康維持増進事業及び特定健康診査事業などの経費を見込み、前年度に比較して1,049千円(1.1%)減額し、96,855千円を計上した。

基金積立金は、科目存置とした。

公債費は、一時借入金利子として、前年度に比較して37千円(74.0%)減額し、13千円を計上した。

諸支出金は、療養給付費等負担金の返還金を計上し、前年度に比較して5,999千円(54.5%)増額し、17,000千円を計上した。この内訳は、保険税還付金11,000千円及び返還金6,000千円となっている。

予備費は、前年度と同額の3,000千円を計上した。

## 平成 24 年度介護保険特別会計予算大綱

### 予算編成の基本的考え方

介護保険制度は、超高齢社会における介護問題の解決を図るため、介護が必要な高齢者を社会全体で支援する仕組みとして平成12年度に施行され、現在では高齢者の介護を支える制度として着実に市民生活に定着してきている。

一方で、増大するサービス利用と保険給付費に対応するため、平成18年度には制度の持続可能性の確保等の観点から介護保険法の大規模な改正が行われ、「予防重視型システムへの転換」や「地域密着型サービスの導入」、「地域包括支援センターの創設」など新たなサービス体系が導入され、平成26年度末を一つの目標時期として、中期的な視点で様々な取組を行っている。

しかし、高齢化のさらなる進展に伴う要介護高齢者の増加や介護期間の長期化など、介護需要はますます増大するものと予測され、制度の持続可能性を確保することが再び重要な課題となっている。

国は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」の構築を目指して、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新しいサービス類型の創設や、保険料の上昇抑制のための財政安定化基金の取り崩し、介護福祉士等によるたんの吸引等の実施などの見直しを行い、平成24年度からは、介護報酬の引き上げや地域区分の見直しが実施される。

こうした中、本年度の介護保険事業は、引き続き介護予防の重視を基本とし、第5期介護保険事業計画に基づき、地域ケア会議の実施や地域包括支援センター機能の充実、平成26年度の開設を目途に市内に特別養護老人ホーム等のサービス提供基盤を整備し「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を推進するものとする。

介護保険事業は、3年間で1期とする事業計画に基づき運営されるが、本年度は第5期介護保険事業計画の初年度となるため、事業計画に基づく介護保険料の改定を行うとともに、新たな施策の展開に取り組むものとする。

本年度の予算編成に当たっては、第5期介護保険事業計画に基づいて、増加する介護需要に対応する必要な保険給付費の確保を図るとともに、第4期介護保険事業計画期間内に借り入れた東京都の財政安定化基金への返済を含め、必要な保険料の改定を行い、保険財政の収支の均衡に配慮したところである。

### 予算の内容

本年度の介護保険特別会計の予算規模は、6,944,300千円で、前年度に比較して686,500千円（11.0%）の増となっている。この主な要因は、第5期介護保険事業計画において見込んだ平成24年度から3年間の総保険給付費を基に、保険給付費を前年度比9.5%の増で見込んだことによるものである。

## 1 歳入

保険料（第1号被保険者の保険料）は、前年度に比較して311,112千円（25.1%）増額し、1,550,204千円を計上した。これは、平成24年度からの第1号被保険者の保険料負担比率（20%から21%に）の改定や介護報酬の引き上げ、地域区分の見直し（10%から12%に）などを見込んだ第5期介護保険事業計画に基づく保険料の改定を踏まえて算出したものである。

国庫支出金は、前年度に比較して115,448千円（9.0%）増額し、1,391,890千円を計上した。この内訳は、保険給付費の国の負担割合から算出した国庫負担金1,133,076千円及び調整交付金や地域支援事業交付金などの国庫補助金258,814千円となっている。

支払基金交付金は、前年度に比較して104,900千円（5.9%）増額し、1,895,782千円を計上した。これは、第2号被保険者の保険料として社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、保険給付費見込額に対する負担比率の改定（30%から29%に）を踏まえて算出した介護給付費交付金1,874,254千円及び地域支援事業支援交付金21,528千円である。

都支出金は、前年度に比較して137,633千円（15.1%）増額し、1,050,565千円を計上した。この内訳は、保険給付費の負担割合から算出した都負担金967,381千円、地域支援事業等に対する補助金32,464千円及び財政安定化基金支出金50,720千円となっている。

財産収入は、介護保険給付事業運営基金利子として19千円を計上した。

繰入金は、一般会計繰入金及び基金繰入金で、前年度に比較して69,720千円（7.1%）増額し、1,051,320千円を計上した。一般会計繰入金は、前年度に比較して71,000千円（7.4%）増額し、1,034,600千円を計上した。この内訳は、保険給付費及び地域支援事業に係る繰入金840,333千円並びに人件費・事務経費等に係る繰入金194,267千円となっている。

また、基金繰入金は、介護保険料の急激な上昇を緩和するため、介護保険給付事業運営基金から16,720千円を繰り入れるものである。

繰越金は、介護従事者処遇改善臨時特例基金の平成23年度での廃止に伴い、基金から繰り入れた1,951千円を繰り越したものである。

諸収入は、前年度に比較して228千円（8.2%）減額し、2,569千円を計上した。この内訳は、延滞金、加算金及び過料134千円、市預金利子50千円及び雑入2,385千円となっている。

## 2 歳出

総務費は、前年度に比較して7,040千円（3.5%）減額し、194,317千円を計上した。この内訳は、総務管理費121,227千円、徴収費12,439千円及び介護認定審査会費59,925千円等である。

歳出予算の93.1%を占める保険給付費は、介護サービス費用の増加を見込み、前年度に比較して563,413千円（9.5%）増額し、6,463,413千円を計上した。この内訳は、在宅及び施設給付費としての介護サービス等諸費5,782,887千円、

居宅給付が主である介護予防サービス等諸費276,979千円、高額介護サービス等費126,235千円、高額医療合算介護サービス等費13,314千円及び特定入所者介護サービス等費254,405千円等である。

財政安定化基金拠出金は、科目存置とした。

地域支援事業費は、前年度に比較して、41,415千円（27.2%）増額し、193,615千円を計上した。この内訳は、介護予防事業費76,232千円及び包括的支援事業・任意事業費117,383千円となっている。

基金積立金は、第5期介護保険事業計画期間の最終年度となる平成26年度に想定される介護給付費の増加に対応するため算出した介護保険料の初年度分の剰余金と、介護保険料の急激な上昇を緩和するため東京都から一括交付された財政安定化基金支出金等を積み立てるもので、介護保険給付事業運営基金積立金61,467千円を計上した。

公債費は、第4期介護保険事業計画期間に借り入れた財政安定化基金への償還金など25,535千円を計上した。

諸支出金は、保険料還付金及び減免事業特例給付費等で、4,952千円を計上した。

予備費は、前年度と同額の1,000千円を計上した。

## 平成24年度後期高齢者医療特別会計予算大綱

### 予算編成の基本的考え方

後期高齢者医療制度は、財政運営の責任主体を明確化するとともに、高齢者の保険料と支え手である現役世代の負担の明確化、公平化を図ることを目的として、それまでの老人医療制度に替わる制度として、平成20年4月に創設された。

発足当初は、制度に対する様々な意見や批判が寄せられたため、低所得者の保険料負担や医療費の窓口負担の軽減の拡大など、よりよい制度とするための見直しが行われたが、施行から4年が経過した現在では、大きな混乱もなく、制度として定着しつつある。

後期高齢者医療制度は、2年を単位とする財政運営で行われるが、平成24年度は、新たな2年の財政運営の初年度であり、保険料の改定の年度に当たる。東京都後期高齢者医療広域連合では、これまで保険料の上昇抑制策として、62区市町村による保険料軽減対策の継続や、財政安定化基金・剰余金の活用などの対応を図り、保険料負担の軽減に努めてきた。

しかし、高齢化や医療技術の高度化などに伴う医療費の増加や、景気の低迷による被保険者の所得の減少などにより、平成24年度以降の保険料負担の増加は避けられない状況にある。このため、東京都後期高齢者医療広域連合では、62区市町村による保険料軽減対策を継続するとともに、剰余金の活用や国や東京都に財政安定化基金の積増しの要望をするなどの対応を図り、保険料率は、均等割額は6.1%、所得割は14.1%の増としたところである。

一方で、平成21年の新政権発足に伴い、後期高齢者医療制度は廃止されることとなり、これに替わるものとして、平成22年12月20日に国の高齢者医療制度改革の「最終とりまとめ」が発表された。この中では、75歳以上の高齢者については、これまでのように加入する制度を年齢では区分せず、国民健康保険加入者は引き続き国民健康保険に、被用者保険加入者は引き続き被用者保険に加入することが骨格となっている。しかし、都道府県単位の財政運営となることから全国知事会は、医療費財源の確保などが具体的に示されていないことなど、国がより一層財政責任をはたすことなどが条件として、その内容に反対するなど全体的な合意には至っていない。新制度を巡っては、今後も国会を中心とした様々な論議が展開される見通しである。

こうした高齢者医療制度改革に関する今後の論議や国の動向を注視しながら、新たな制度に移行するまでの間、高齢者が安心して医療を受けることができるよう円滑な事業運営に努めなければならない。

本年度の予算編成に当たっては、歳入では、高齢者医療制度の円滑な運営を図るために、保険料や一般会計繰入金などを計上した。歳出では、東京都後期高齢者医療広域連合に支出する療養給付費負担金、保険料負担金、保険基盤安定負担金等のほか、保険料の軽減措置に係る特別対策費等を含めた広域連合納付金を計上するなど、必要な経費を見積もるとともに、事業運営に要する経費の縮減などにも配慮したところである。



## 予算の内容

本年度の後期高齢者医療特別会計の予算規模は、1,790,741千円で前年度に比較して121,221千円(7.3%)の増となっている。この主な要因は、保険料改定による増収や被保険者数を対前年度比500人(5.0%)増の10,500人と算定したことによるものである。

また、医療費の給付や保険料の賦課等については、東京都後期高齢者医療広域連合が行うこととされており、本予算はこの広域連合が行う事務を除いた受付事務、保険料徴収事務や保健事業等の経費を計上するとともに、後期高齢者医療保険料や繰入金、広域連合納付金などについては、東京都後期高齢者医療広域連合の積算値を基本に計上したものである。

## 1 歳入

後期高齢者医療保険料は、保険料改定及び被保険者数の増を勘案し、前年度に比較して87,359千円(12.7%)増額し、772,634千円を計上した。

広域連合支出金は、東京都後期高齢者医療広域連合から健康診査事業等の委託金として交付されるもので、前年度に比較して2,862千円(5.9%)増額し、51,092千円を計上した。

繰入金は、前年度に比較して31,000千円(3.3%)増額し、967,000千円を計上した。この内訳は、療養給付費繰入金649,352千円、保険料軽減措置に伴う保険基盤安定繰入金130,232千円及び事務費等繰入金187,416千円となっている。

繰越金は、科目存置とした。

諸収入は、14千円を計上した。この内訳は、延滞金、還付加算金、保険料未収金補てん分負担金償還金及び雑入となっており、それぞれ科目存置とするとともに市預金利子については10千円を計上した。

## 2 歳出

総務費は、前年度に比較して12,258千円(30.7%)増額し、52,247千円を計上した。この内訳は、職員の給料等の総務管理費41,197千円及び保険料の徴収費11,050千円である。

広域連合納付金は、前年度に比較して104,537千円(6.7%)増額し、1,666,462千円を計上した。この内訳は、医療給付費の定率(1/12)負担分である療養給付費負担金649,352千円、被保険者の保険料相当分の保険料負担金772,634千円、低所得者の保険料軽減分である保険基盤安定負担金130,232千円、事務費負担金36,261千円及び保険料軽減措置負担金77,982千円等となっている。

なお、この保険料軽減措置負担金は、東京都後期高齢者医療広域連合が前年度に引き続き実施する保険料軽減対策に伴うものである。この内訳は、審査支払手数料分23,689千円、財政安定化基金拠出金分7,650千円、保険料未収金補てん分15,768千円、保険料所得割額減額分995千円及び葬祭費負担金29,880千円となっている。

保健等事業費は、67,031千円を計上した。この内訳は、脳ドック利用補助事

業費を含む保健事業費38,231千円及び葬祭費28,800千円である。

諸支出金は、保険料還付金として、前年度と同額の2,000千円を計上するとともに一般会計繰出金を科目存置とした。

予備費は、前年度と同額の3,000千円を計上した。

## 平成24年度下水道事業特別会計予算大綱

### 予算編成の基本的考え方

公共下水道は、健康で快適な市民生活を営むうえで欠かすことのできない都市の基盤となる施設であるとともに、豊かな緑と豊富な地下水に恵まれた昭島市の環境と市民生活を次の世代に伝えていくためにも不可欠なものである。本市の下水道事業は、市内全域における汚水管整備をほぼ達成したものの、雨水管整備については毎年市内の一部で浸水被害なども発生しており、早期の幹線管渠の整備とともに枝線の面的整備が期待されている。

このため、本年度の予算編成に当たっては、「昭島市下水道総合計画」に基づき下水道事業の計画的な整備や維持管理等を行うことを基本としながら、下水道の普及により快適に暮らせる生活環境の維持・向上を目指し、優先する雨水管整備、汚水管の耐震化及び国道16号拡幅関連事業を進めることを基本とした。

主な事業としては、前年度に引き続き、社会資本整備総合交付金の対象となる主要雨水管整備及び管渠耐震化工事委託を継続し、震災時における下水道機能の確保に努めるとともに、国道16号拡幅事業に伴う汚水管及び雨水管の整備を実施するものとした。

歳入については、根幹をなす下水道使用料収入について、使用料単価の高い大口使用者の使用水量の状況などから減少にあるため、前年度同様一定の減額予算とした。

また、下水道事業の健全な財政運営に資するため、下水道事業財政運営基金を設置するものとする。

### 予算の内容

本年度の下水道事業特別会計の予算規模は、2,665,511千円で前年度に比較して369,817千円（12.2%）の減となっている。

#### 1 歳入

歳入は、次のとおりである。

分担金及び負担金は、残堀川第3排水区枝線工事に伴う福生市関連の工事が前年度で終了したことから、受益者負担金の猶予取消分のみとなり、前年度に比較して4,557千円（91.3%）減額し、434千円を計上した。

使用料及び手数料は、下水道使用水量の減少のため、前年度に比較して63,323千円（3.8%）減額し、1,605,826千円を計上した。

国庫支出金は、雨水管の築造工事等に係る社会資本整備総合交付金であり、対象工事の事業費が減少することから、前年度に比較して217,000千円（78.2%）減額し、60,500千円を計上した。

都支出金は、国庫支出金の社会資本整備総合交付金の対象事業に連動する補助金であり、前年度に比較して10,851千円（78.2%）減額し、3,025千円を計上した。

繰入金は、一般会計繰入金及び基金繰入金として、前年度に比較して14,999千円(3.1%)減額し、465,001千円を計上した。

繰越金は、前年度の予算執行状況を考慮して、前年度に比較して10,000千円(50.0%)減額し、10,000千円を計上した。

諸収入は、市道昭島48号污水管工事費負担金の増などにより、8,025千円を計上した。

市債は、流域下水道債が増加したものの公共下水道整備事業費の減などにより公共下水道債が減少したことなどから、前年度に比較して57,100千円(10.0%)減額し、512,700千円を計上した。

## 2 歳 出

歳出については、主に雨水管及び污水管整備に要する事業費と、污水处理等に係る維持管理経費であり、主な歳出は次のとおりである。

総務費は、職員人件費は減となったが、立川基地跡地昭島地区整備に伴う下水道事業認可変更申請書作成委託の増などから、前年度に比較して20,577千円(9.2%)増額し、245,460千円を計上した。この内訳は、人件費99,377千円、下水道使用料徴収委託料72,935千円及び公課費35,136千円等となっている。

事業費は、雨水管・污水管の整備及び耐震化事業を引き続き実施するものの、郷地ポンプ場耐震・改築更新工事の終了に伴い、前年度に比較して282,036千円(16.6%)減額し、1,415,367千円を計上した。この内訳は、管渠維持費673,368千円、管渠建設費603,457千円及び流域下水道費138,542千円となっている。

基金積立金は、下水道事業財政運営基金の設置に伴い、科目存置とした。

公債費は、平成22年度に財政融資資金の補償金免除繰上償還を実施したことなどにより、前年度に比較して108,357千円(9.8%)減額し、1,001,683千円を計上した。この内訳は、元金償還額811,769千円及び利子償還額189,914千円となっている。

予備費は、前年度と同額の3,000千円を計上した。

### 主要な施策

- 1 中部1号幹線築造工事委託(3か年継続事業)
- 2 残堀川第3排水区枝線工事
- 3 郷地ポンプ場施設の適正な維持管理
- 4 震災時における下水道機能を確保するための管渠耐震化事業
- 5 国道16号拡幅工事に伴う国道16号污水管理設工事委託及び西部第1排水区枝線工事委託

# 平成24年度中神土地区画整理事業特別会計予算大綱

## 予算編成の基本的考え方

昭島都市計画中神土地区画整理事業第二工区は、昭島都市計画中神土地区画整理事業調査会で合意された「基本計画」に基づき、「すみよいまちづくり」に向け、第二工区を駅前・北・西の三つのブロックに分割し、現在、駅前ブロックの事業を施行している。

平成24年度においても引き続き、駅前ブロックの道路等の公共施設整備のため、街区・画地への建築物・工作物を収める移転補償を重点に置き、市街地の造成を図るとともに、区画道路の築造工事を行う。

また、平成23年度に供用開始した都市計画道路3・5・4号との交通動線を確保するため、狭隘により交通の支障となっている西ブロック内の市道昭島10号の拡幅整備事業を行うとともに、駅前ブロックの事業完了後の円滑な事業展開を図るため、平成23年度に引き続き北ブロックを中心とした減歩緩和のための事業用地の取得事業に重点を置き進めていく。

## 予算の内容

本年度の中神土地区画整理事業特別会計の予算規模は512,303千円で、前年度に比較して118,201千円（18.7%）の減となっている。

### 1 歳入

使用料及び手数料は、前年度と同額の2,500千円を計上した。

国庫支出金は、駅前ブロックの建築物等移転補償費等に係る社会資本整備総合交付金であり、対象事業費が減少することから、前年度に比較して36,800千円（73.6%）減額し、13,200千円を計上した。

都支出金は、国庫支出金の社会資本整備総合交付金の対象事業に連動する補助金であり、前年度に比較して18,401千円（73.6%）減額し、6,600千円を計上した。

繰入金は、一般会計繰入金として、前年度に比較して63,000千円（13.9%）減額し、390,000千円を計上した。

保留地処分金は、前年度と同額の100,000千円を計上した。

繰越金は、科目存置とした。

諸収入は、市預金利子及び雑入として、2千円を計上した。

### 2 歳出

総務費は、前年度に比較して10,509千円（8.9%）減額し、108,090千円を計上した。この要因は、職員1名を減員し、再任用職員1名を配置する事務事業の見直しに伴う職員給等の減及び第二工区審議会委員選挙費の減などによるものである。

事業費は、駅前ブロックの建物等移転のための補償費などであり、前年度に

比較して107,692千円(21.1%)減額し、402,178千円を計上した。この内訳は、調査設計費11,880千円、工事費33,118千円、事業用地取得費131,680千円及び補償費225,500千円となっている。

公債費は、一時借入金利子として、前年度と同額の35千円を計上した。

予備費は、前年度と同額の2,000千円を計上した。

#### 主要な施策

第二工区駅前ブロック事業については、引き続き早期完了に向け、建築物等の移転を行うとともに、区画道路等の整備を行う。また、区画整理事業との整合性を図る中で、平成23年度に供用開始した都市計画道路3・5・4号と接道する市道昭島10号について、狭隘による交通の支障を改善するため事業用地の取得に努めるとともに道路整備の推進を図り、第二工区内の幹線道路のネットワーク化を目指す。併せて、駅前ブロック完了後の円滑な事業展開を図るため、北ブロックを中心とした事業用地の取得を進める。